

# 広報 さいさい

2007 (平成19年)

11

No. 459



10月7日(日) 佐井村地区・町内会対抗ソフトボール大会で優勝した原田チーム(詳細はP 8)

## 今月の主な内容

- 各学校教育委員会・文化祭… 2～3
- 佐井村むらづくり基本条例… 4～5
- 上期財政状況… 6～7
- 10月の出来事… 8～10
- 佐井村防災訓練… 11
- くろ～ず★あつが… 12
- 交母だより・こちら駐在所… 13
- 保健師だより… 14
- 歯科だより… 15
- 住民福祉課から… 16～17
- お知らせ・募集・入札情報… 18～19
- 戸籍の窓口・ほか… 20

今月の  
注目記事は  
P 6～7じゃ。



## 佐井村の人口

9月30日現在

男	1,353 (－1)	計	2,676 (－4)
女	1,323 (－3)	世帯数	1,050 (±0)

( ) 内は前月比

# 文化の秋

劇「お母さんの木」



## 佐井小学校

学習発表会



劇「お母さんの木」

神楽



サイサイ島のおもてなし



演劇「おろしや国酔夢譚」



## 佐井中学校

文化祭



神楽

鈴木先生「ガッチャマン」を熱唱



吹奏楽演奏



# 芸術の秋



小学生合唱



## 福浦小中学校

### 文化祭



君にBUMP



劇「パンナと殿さま」



中学生合唱



遊戯「おしりかじり虫」



## 牛滝小中学校

### 学芸会



郷土芸能「春駒」



演劇「清太政吉、身代わり上人」



中学生器楽演奏

# 佐井村むらづくり基本条例解説(その三)

## 「第四章 住民の権利、役割及び責務」、第五章 議会の役割と責務」

先月号まで条例全般及び第一章から第三章までについてお知らせしましたが、今回は、「第四章 住民の権利、役割及び責務」と「第五章 議会の役割と責務」についてお知らせします。

### 第四章 住民の権利、役割及び責務

#### (住民の権利)

- 第八条** 住民は、むらづくりの主体として、むらづくりに参画する権利を有する。
- 2 住民は、村が保有する情報について、その提供を受け、自ら取得する権利を有する。
- 3 住民は、地方自治法の定めるところにより、行政サービス等を等しく受ける権利、選挙権、被選挙権、条例の制定改廃請求権、事務の監査請求権等を有する。

◆第八条は、村民がむらづくりへ参加する権利を定めています。

#### 【考え方】

○村民がむらづくりに参加する権利としての定めは、村民の村政運営への参加を担保するとともに、村民がむらづくりの主体として積極的、主体的に村政運営に参加するという考え方を示すものです。

○むらづくりの原点は、そこに暮らす村民が同じ情報を共有することで、はじめて

対等な議論することにあると考えられることから、必要な情報を入手できる権利を有すると定め、情報共有の仕組みを保障しています。

#### 【趣旨】

##### 〈第一項〉

○むらづくりの推進にあたっては、村民が年齢、性別、心身の状況、社会的又は経済的環境等それぞれの立場の違いを踏まえながら、村民相互の合意形成や利害の調整を行わなければならない、その参加についてさまざまな非合理的な理由で差別・排除されず、平等であることを再確認しています。

○外国籍の村民も、むらづくりへの参加する権利を有しています。

##### 〈第二項〉

○村民は、村の保有する情報の提供を受動的に受け取ることはかりでなく、主体的にその情報の提供を村に要求し取得する権利を改めて明確化し、村民として主体的にむらづくりにかかわるための参加する権利を有しています。

##### 〈第三項〉

○全ての村民は、地方自治法の定めるところにより、行政サービスを等しく受ける権利、選挙権、被選挙権、条例の制定改廃請求権、事務の監査請求権等を有しています。

#### (住民の役割と責務)

**第九条** 住民は、むらづくりの主体であることを認識し、積極的にむらづくりに参画するとともに、住民相互の連携に努める。

- 2 住民は、総合的視点に立ち、むらづくりの活動において自らの発言と行動に責任を持たなければならない。
- 3 住民は、むらづくりを支える自主的、自立的なコミュニティの役割を認識し、守り育てるように努める。

◆第九条は、むらづくりにおける村民の役割と責務を定めています。

#### 【考え方】

○むらづくりの一員である村民は、自己の責任とその果たす役割に基づき、むらづくりに参加するよう努めるものとし、その役割と責務を示したものです。

#### 【趣旨】

##### 〈第一項〉

○村民はむらづくりの主体として、自主的、能動的に参加するとともに、村民が互いの権利を認め合い、それぞれに果たすべき責任と役割を自覚し、相互に協力するべきことを定めています。

##### 〈第二項〉

○村民はむらづくり活動において、自らの発言と行動に責任を持つべきことを定めています。

##### 〈第三項〉

○コミュニティは、町内会や地区会などの住民自治組織やボランティア、NPOなどの目的で結びついた住民活動組織など

が必要に応じネットワークで構築され、むらづくり活動において必要不可欠な存在であることから、住民それぞれがその機能を認識し、育成していく必要があることを明確にしたものです。

#### 【用語の補足説明】

○「総合的視点」…私的な利害関係に捉われることなく、公共性を尊重し、むらづくり全体を見渡した視野を持つことをいいます。

### 第五章 議会の役割と責務

#### （議会の役割と責務）

**第十条** 議会は、村の議決機関としての責任を認識し、行政の監視機能を高めるとともに、住民の生活水準の向上に努める。

2 議会は、議会改革に努め、情報の公開と住民の参加を推進する。

◆第十条は、議会の役割と責務を定めています。

#### 【考え方】

○自治体の統治機構のうち、二元代表制の一翼を占めるのが議会です。ここでは、議決機関である議会の役割と責務を定めています。

○議会は、村長とともに住民の直接選挙によって選ばれる代表機関であり、村長と独立対等な地位にあり、議事運営等を通じた相互の牽制と均衡により自治体の適正な行政運営を果たすことが求められています。その重要性から、地方自治法に定められた事項についても、村民にわか

りやすくこの条例で定める必要があります。

○地方自治法で定められていることは、条例の制定改廃、予算、決算の認定等を議決する権限並びに執行機関に対する検査及び監査の請求等の権限を有していることなどが定められています。

○議会の役割は、「議会は、自治体の意思決定機関（議決機関）」としておかれること、「住民の代表として住民によって直接選挙された議員で構成されること」、「議会は条例、予算、主要な契約など自治体運営に関わる基本的事項を決定する役割を果たすこと」、「議会は執行機関を調査、検査、統制する役割を有し住民にその結果を報告する義務」などがあります。

#### 【趣旨】

○議会の権限は、地方自治法の定めるところにより、第九十六条「議決事件」、第九十八条「検査及び監査の請求」などがあります。

#### 〈第一項〉

○自治体の意志決定機関として、議会の役割である、「議会は執行機関を調査、検査、統制する役割を有し、住民の生活水準の向上に努める義務」を定めています。

#### 〈第二項〉

○議会は、議会自らが主体的に議会改革に努めることを定めています。

○住民は、住民に開かれた議会、活力のある議会を期待しています。地方自治法第十五条で「議事の公開の原則及び秘密会」が定められていますが、ここでは、

議会の会議は原則として公開することとし、住民の議会活動への参加を定めています。

#### 【用語の補足説明】

○「議会活動」…議員が、定例会、臨時会、議会運営委員会、常任委員会、特別委員会などの活動を行うことをいいます。

◆第十一条は、議員の責務を定めています。

#### （議員の責務）

**第十一条** 議員は、住民の代表者として議事に参加していることを自覚し、審議能力及び政策提案能力の向上に努める。

#### 【考え方】

○第十条では、議会としての責務を定めています。ここでは、議会を構成する個々の議員の責務を示したものです。

#### 【趣旨】

○議員は、村民から直接選挙で選ばれた住民の代表者であり、特例の利益代表者ではなく、住民全体の代表者として議事に参加しているということを自覚すべきであるということ定めています。

○議会は、自治体の意志決定機関（議決機関）としておかれていることから、それに参画する議員は、行政から提案された事件に対する審議能力、また、議員自ら政策を提案するなど、これまでの受動的な活動から主体的な活動に努めることとしています。



# 佐井村の財政状況

## 平成19年度予算上半期の執行状況

佐井村の家計簿とも言える「財政のお知らせ」は、村民のみなさんに財政状況を広く知っていただくため、佐井村財政事情書の作成及び公表に関する条例により、年2回、公表しているものです。

今回は、平成19年度予算の上半期（平成19年4月1日から同年9月30日）までの執行状況や、その他財産等に関する事項についてお知らせします。

## 歳入と歳出の執行状況

Q. 平成19年度は、もう7ヶ月過ぎたけど、現状はどうか？

A. 平成19年9月30日現在の一般会計の予算執行状況は、歳入については予算額24億9,363万円に対し、収入済額は11億8,089万円で、収入率は45.8%となっています。また、支出については、支出済額10億9,366万円で、執行率は43.9%となっています。

Q. このうち、村税は、どうなっているの？

A. 歳入のうち村税については、予算額1億4,300万円に対し、収入済額は8,072万円で、収入率は、56.5%となっています。

## 一般会計の執行状況（歳入）

執行状況には、平成18年度からの繰り越し事業費を含んでいます。

区 分	予算現額 (A)	収入済額 (B)	収入率 (B/A)
村 税	1億4,300万円	8,072万円	56.5%
地方交付税	13億8,891万円	9億2,242万円	66.4%
国庫支出金	1億1,689万円	9,715万円	83.1%
県支出金	2億47万円	2,040万円	10.2%
繰入金	560万円	0万円	0.0%
諸収入	3億4,698万円	1,629万円	4.7%
村債	1億5,280万円	0万円	0.0%
その他	1億3,898万円	391万円	2.8%
合 計	24億9,363万円	11億4,089万円	45.8%

## 一般会計の執行状況（歳出）

歳出の執行状況にも、歳入のように平成18年度からの繰り越し事業費を含んでいます。

区 分	予算現額 (A)	支出済額 (B)	執行率 (B/A)
総務費	3億9,267万円	1億7,015万円	43.3%
民生費	2億7,683万円	1億987万円	39.7%
衛生費	4億2,938万円	1億373万円	24.2%
農林水産業費	2億1,448万円	7,428万円	34.6%
商工費	4,570万円	3,596万円	78.7%
土木費	2,684万円	5,088万円	19.0%
消防費	1億2,152万円	4,652万円	38.3%
教育費	1億5,680万円	7,906万円	50.4%
公債費	4億4,061万円	1億6,946万円	38.5%
その他	3億8,880万円	2億5,375万円	65.3%
合 計	24億9,363万円	10億9,366万円	43.9%

## 特別会計の執行状況

佐井村の場合、特別会計には簡易水道事業特別会計、下水道事業特別会計、国民健康保険事業特別会計、老人保健特別会計、介護保険特別会計があります。

区 分	予算現額	収入済額	支出済額
簡易水道事業	1億2,970万円	1,977万円	6,144万円
下水道事業	2億3,620万円	267万円	6,652万円
国民健康保険事業	4億5,046万円	1億2,964万円	1億8,051万円
老人保健	3億8,067万円	1億4,495万円	1億4,230万円
介護保険	2億3,868万円	1億 151万円	1億 200万円
合 計	14億3,571万円	3億9,854万円	5億5,277万円

## 村有財産と村債の状況（平成19年9月30日現在）

Q. ところで、村の財産や借金はどうなの？

A. 村が持っている土地や建物も財産と言えます。逆に負債となる借金（＝村債）もあります。下の表でそれぞれの残高が分かります。

### 村有財産の状況

区 分	現 在 高
土 地	637,019㎡
山 林	151,029㎡
建 物	39,746㎡
出資による権利	3,485万円
有 価 証 券	1億3,278万円
債 権	0万円
基 金	9億 532万円
財政調整基金	3,124万円
村債管理基金	6,788万円
水産振興基金	6億3,306万円
そ の 他	1億7,315万円



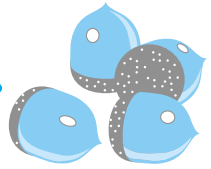
### 村債の残高

区 分	残 高
一 般 会 計	30億8,681万円
簡 易 水 道 事 業	6億6,425万円
下 水 道 事 業	12億4,993万円
合 計	50億 99万円
一 時 借 入 金	1億8,000万円





# 10月の出来事



## 住民説明会が開催されました

原田小学校跡地へ建設が計画されている特別養護老人施設について、このたび建設工事の本格着工前に原田地区住民を対象に住民説明会が開催されました。

これは、建設工事にあたり、騒音や振動等、いろいろご迷惑をおかけすることが予想されることから、地域の方々にご理解とご協力をお願いすることを目的に、社会福祉法人吉幸会が主体となり開催しました。

当日は、多くの方々が出席され、施設建設に対する関心の高さが伺えました。



### ◎今後のスケジュール等について

- 建設工事 3月中旬までを予定しています。
- 開所時期 4月初での開所を目指しています。
- 入所募集について  
事業所の認可が取れ次第、入所募集をする予定です。  
時期的には、1月～2月中を想定しています。



### • 入所要件等

申込順ではなく、あくまでも施設に入所する必要性が高いと認められる方が優先的に入所できます。その際には、社会福祉法人や地域包括支援センター等とで構成する入所判定会議を経ることになります。

### • 職員の募集について

有資格者については年内に公募する予定です。その他の職員についてはパートでの採用を予定しています。



## 安全祈願祭が行われました

10月10日(水)、特別養護老人施設建設の安全祈願祭が行われ、施主の社会福祉法人吉幸会理事長や村長が鍬入れを行い、工事の安全を祈願しました。



## 原田地区が初優勝

10月7日(日)、佐井中学校・佐井小学校グラウンドで佐井村地区、町内会対抗ソフトボール大会が佐井村体育指導委員協議会の主催で開催されました。清々しい秋晴れの下、村内から7チームが参加し、一球一打に一喜一憂しながら熱戦を繰り広げ、大いに盛り上がりました。

また、今大会は、参加条件が小学生以上であることから、親子混合チームや親子対決なども実現し、楽しい一日を過ごすことができました。

選手のみなさん大変お疲れ様でした。なお、結果は次のとおりです。



好投した原田チーム石黒さん

**優 勝:原田地区**  
**準優勝:新満町内会**  
**第3位:川台A町内会**  
**日の出町内会**



## 行ってきました！わか杉国体！

10月5日(金)～9日(火)に秋田県立陸上競技場で第62回国民体育大会が行われました。少年B男子走幅跳びに出場した船越隼人君は第7位に入賞しました。記録は6m64(追い風1.8m)お疲れ様でした。

[中央：船越君]



## 【第17回青森県中学校新人陸上競技選手権大会】

9月29日(土)～30日(日)に東北町北総合運動公園陸上競技場で、標記大会が行われました。

### 【佐井中学校】

2年男子400m 4位 溝江大翔 55秒17  
四種競技 8位 磯川 颯 1350点

### 【牛滝中学校】

1年100mハードル 3位 坂井 満 17秒97  
1年砲丸投 4位 中西一真 11m28

[中央：坂井さん]



## 【むつ秋季大会】

10月6日(土)にむつ運動公園で標記大会が行われました。今回は一般、高校生混合の大会です。佐井中学校と牛滝中学校の生徒が出場しました。

### 【佐井中学校】

4×100mリレー 1位 47秒56 (溝江大翔、津田智博、磯川 颯、布施勇氣)  
4×400mリレー 3位 3分52秒05 (溝江大翔、津田智博、磯川 颯、布施勇氣)  
走高跳 2位 1m75 津田智博  
110mハードル 3位 18秒91 磯川 颯

### 【牛滝小中学校】

100mハードル 1位 18秒00 坂井 満  
中学砲丸投 (2.72kg) 1位 12m70 坂井 祥  
大会新記録  
一般砲丸投 (4kg) 1位 10m18 坂井 祥  
円盤投 1位 28m15 坂井 祥



磯川 津田 溝江 布施

## 小学生も頑張ってるよ！

9月17日(月)に青森市で第26回青森県小学校陸上競技記録会が行われ、福浦小学校1名と佐井小学校8名の計9名が各競技に出場しました。当日は雨にもかかわらず最後まであきらめず頑張りました。主な結果は下記のとおりです。

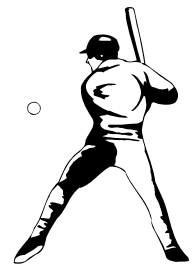
女子ソフトボール投げ 3位 51m47 後藤千紗  
男子5年100m 7位 14秒50 大畑 怜



## 惜しくも準優勝

10月6日(土)に風間浦村民野球場で北通小学校新人野球大会が開催されました。佐井イーグルスは、決勝戦で抽選の結果敗れ、準優勝に終わりました。

準決勝 佐井イーグルス 8-7 大間ドルフィンズ  
決勝 佐井イーグルス 8-8 蛇浦ドジャース  
(3-6) 抽選の結果



## 【第41回佐井村小学生お話大会】

9月26日(水)に、標記大会が佐井小学校で行われました。

### ★童話・物語の部★

最優秀賞	初天神	牛滝小学校2年	濱野 詩織
優秀賞	おばけの学校	福浦小学校3年	田中 理沙
優良賞	へびくんどうなったとおもう?	佐井小学校3年	宮野加奈子
〃	しゅくだい	佐井小学校1年	船越 桃佳
〃	きつねのおきゃくさま	佐井小学校2年	岡村 和樹

### ★生活経験の部★

最優秀賞	初めてのポンプ操法	福浦小学校5年	山本 拓実
優秀賞	負けない心 がんばる心	佐井小学校5年	菊池 佳歩
優良賞	ごめんなさいの一言	佐井小学校6年	石塚 了崇
〃	ぼくの弟	佐井小学校4年	松谷 凌雅



濱野詩織さん



山本拓実君



## 平成19年度コミュニティ助成事業

宝くじ普及広報を図るため、財団法人自治総合センターが行っているコミュニティ助成事業により、矢越芸能保存会は音響機器一式の購入と歌舞伎用具収納倉庫を新築しました。また、古佐井共済会は山車蔵(格納庫)を新築し、大佐井青年会は山車の額・太鼓・篠笛等を新調しました。これらは、今後、祭りの保存・郷土芸能伝承活動のために有効に活用されます。



宝くじは  
豊かさ築く  
チカラ持ち。

宝くじは、広く社会に役立てられています。



矢越芸能保存会



大佐井青年会



古佐井共済会

## 平成19年度青森県統計功績者表彰

このたび、長年、各種統計調査員に従事されてきた松谷侃治さんが、「青森県知事表彰」及び「経済産業省経済産業政策局調査統計部長感謝状」を受賞し、10月24日(水)、八戸市公民館で開催された「第46回青森県統計大会」で表彰式が行われました。

これは、長年の調査員活動において、統計思想の普及や他の模範となる功績が認められたもので、この日は、受賞者代表として、ステージにも上がり、会場から大きな拍手が送られていました。



# 佐井村防災訓練

9月30日(日)役場周辺を主会場として防災訓練が実施されました。

当日は、住民や消防団のほか、佐井村赤十字奉仕団、大間警察署など関係機関を含む約800人の参加がありました。

避難訓練では原田地区から磯谷地区までが「大地震が発生し、家屋の倒壊・火災が発生、海岸部では津波警報、山間部では土砂災害により避難勧告が出された」との想定で、また、長後地区から牛滝地区までは「六ヶ所村再処理工場において、国籍不明の武装グループによる爆発時案が発生し、下北地域へテロリストが逃走したことから避難勧告が出された」との想定で行われ、サイレンの合図とともに各地区の指定した場所に集合しました。

その後、主会場では、AEDを使用した救急救命訓練、初期消火訓練、建物火災消火訓練、炊き出し等の訓練を、各地区でも煙体験避難訓練や、初期消火訓練など独自の訓練を行い、防災体制の強化と村民の防災意識の高揚を図りました。

【主会場】住民避難訓練



救急救命訓練（AED使用）



初期消火訓練



建物火災消火訓練



炊き出し訓練



【原田地区】初期消火訓練



【川目地区】初期消火訓練



【矢越地区】煙体験避難訓練



【磯谷地区】放水訓練



【長後地区】歩行困難者救護訓練



【福浦地区】放水訓練



【牛滝地区】炊き出し訓練





第2回目は、先月号で掲載した電源立地地域対策交付金事業の予定事業の中の佐井村消防センター整備事業について計画内容等を紹介します。

## 佐井村消防センター 平成20年度に完成予定

### 【建設理由】

現在の消防分署は、明治35年に小学校として建築され、役場庁舎を経て活用してきましたが、老朽化が激しく建替えが迫られています。消防分署と佐井村消防団第2分団の格納庫も兼用で使われており、消防団員の待機室もなく、災害時に不便をきたしています。

また、村の防災備蓄センターは、昭和57年に建築されましたが、役場所在地から離れており、災害等の必要時には資機材搬出に時間もかかり、規模も小さいため備蓄資機材も限られたものしか準備できない状況です。

このことから、総合的な消防防災に備える拠点的な施設を整備し、民生安定と福祉の向上を図るために建設することにしました。

### 【建設までの流れ】

平成19年10月～平成20年3月	測量・地質調査・外構設計・建築設計業務
平成20年5月～平成21年3月	施工監理業務・外構工事・建築工事
平成21年3月	完成

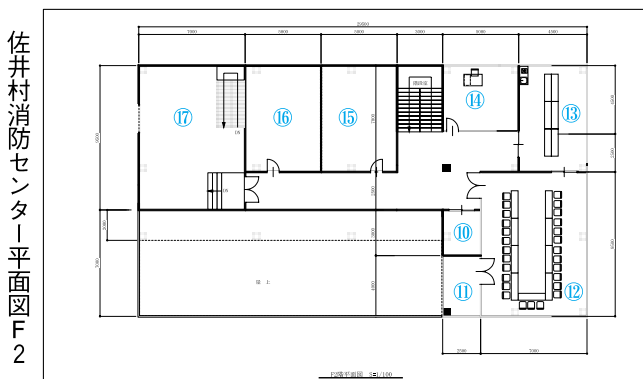
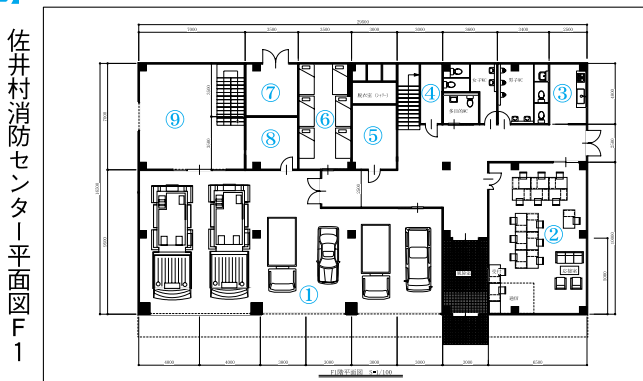
【施設概要】 敷地面積 3,068m<sup>2</sup> 建物延床面積 833.5m<sup>2</sup>

### 【施設内部】

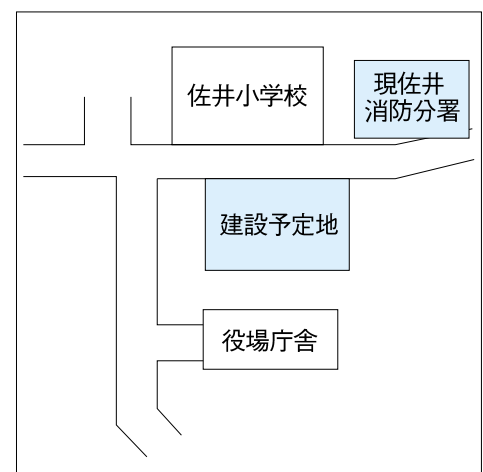
- 1 F ①車庫 ②事務室 ③給湯室 ④物入 ⑤更衣室 ⑥仮眠室 ⑦機械室  
⑧消毒・滅菌室 ⑨資機材庫
- 2 F ⑩書庫 ⑪物入 ⑫会議室 ⑬食堂 ⑭分署長室 ⑮本団待機室 ⑯第2分団待機室  
⑰備蓄センター

【施設外部】 訓練塔

### 【詳細図面】



佐井村消防センター位置図



※施設概要、内部概要、詳細図面等は現在実施設計業務を行っている段階ですので変更があります。

# 秋の交通安全運動を振り返って

今年度も、各地区でさまざまな活動が行われました。



高齢者交通安全教室  
9月18日：磯谷地区



早め点灯チラシ配布  
9月21日：風間浦村

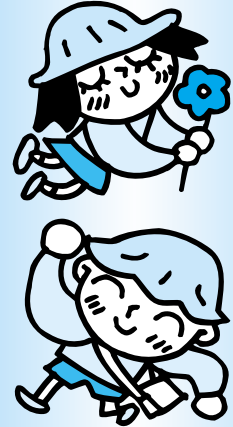


メッセージ伝達式  
9月21日：風間浦村



むつ・下北ブロック研修会  
10月3日：風間浦村

交母だより



佐井村  
交通安全母の会

みんなで続けていこう！  
交通死亡事故ゼロ  
次の目標は4,000日

記録  
**3,618日**  
(11/1現在)

## 早めの点灯で歩行者に車の存在を知らせよう！

11月の早め点灯時刻は **午後3時00分** です。

## こちら佐井駐在所

☎(38)2218

### 指名手配被疑者の検挙にご協力！

平成19年度9月現在、全国の警察から指名手配されている者は、地下鉄サリン事件などで特別手配しているオウム真理教関係者3人を始めとして、約1,900人に上っています。

これらの被疑者は、殺人・強盗等の凶悪事件、暴行・傷害等の粗暴事件、窃盗事件、詐欺・横領等の知能犯事件などで手配されており、再び犯行を繰り返すおそれがありますので、早期に検挙しなければなりません。

警察では、特に重大な犯罪の被疑者を選定して、11月中に全国警察の総力を挙げて追跡捜査を行うこととし、これら被疑者の早期検挙に取り組んでいるところです。

この指名手配被疑者の発見に向けた各種捜査活動には、県民のみなさまのご協力がぜひとも必要です。

指名手配被疑者に似た人を見かけたなど、“指名手配被疑者に関する情報”は、どんなわずかなことでも結構ですので、最寄りの警察署・交番・駐在所に通報していただくようお願いします。



### 駐在日誌 ～管内事件・事故発生状況～

9月 **【物損事故】** 2件 (古佐井1件、中道1件) **【事件】** なし  
事件・事故には遭わないよう、起こさないよう、みんなで気をつけましょう。

# 保健師だより

# 脳の若返り大作戦

## ●●● 脳のことを少し知ってください！ ●●●

物忘れが多い、顔は浮かんでいるのに名前が出てこない、探し物ばかりしている…40歳を過ぎた頃からこんなことが増えて、多くの人々が「脳の老化」を意識します。

実は脳の老化は20歳頃から始まるとも言われています。脳の神経細胞は、140億個以上もあると言われていますが、20歳を過ぎると1日に10万個以上は減少していくと言われていいます。これが年齢の増加とともに、誰もが経験する「脳の老化」の進行で、高齢となってからの脳の萎縮につながっています。

## 仲間と料理 脳に刺激

### 【福浦地区】

材料を計量しながら、  
下準備



出来上がった料理を  
みんなでいただきました



冷しゃぶの肉を  
茹でています  
二人の息もびったり



大根、にんじん、  
みょうが等の旬の  
野菜たっぷりメニュー



10月3日、福浦・牛滝地区で“料理は脳を元気にする”というテーマで第2回目の『いきいき健康講座』を行いました。献立を考え、材料を準備し、おかずの調理に取りかかるなどの料理の手順には「計画力」が求められ、脳の働きの維持、向上につながります。

最初は慣れない手つきの男性参加者も、手ほどきする女性陣の指導で野菜の千切りも驚くほど上達し、微笑んでいました。

### 【牛滝地区】

包丁の使い方慣れ、  
見事な千切りの  
出来上がり



さすがベテラン主婦！  
見事な包丁さばぎでした



手際よく盛り付け



# 歯科だより

## 【佐井村保育所おし歯予防教室】

9月26日(水)、佐井村保育所で虫歯予防教室を行いました。保育士、保健師、歯科衛生士が、好き嫌いなく食べる事や、歯がないと食べものが噛めない事、歯の大切さを紙人形劇を通して、子ども達に伝える事ができました。

ライオンや、牛を使った動物の人形劇でしたので、1歳児～5歳児まで楽しく見ることができました。劇が終わった後、年長児、年中児には歯磨き指導を行いました。年長児は今年3回目の歯磨き指導もあり歯科衛生士の真似をしながら、とても上手に磨いていました。

子ども達は少しずつ歯に対しての知識がついてきていますが、食べたなら磨く習慣、虫歯になりにくいおやつのとおり方などは、まだまだ自分一人では判断できず、虫歯を予防するのは難しい事です。夜寝る前には、ぜひ、子供の口の中をのぞいて磨いてあげてください。お家の人の協力が乳歯の虫歯を防ぐ一番の近道だと思います。



歯みがき指導



模型を使って



紙人形劇 (紙人形は園児が作成)



4つのお約束の復習

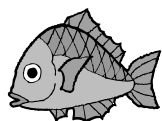
### アルサス活性化協議会からのお知らせ

アルサス物産市場

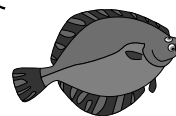
## 平成19年度 おさかな祭り

同時開催 第2回アルサスフォトコンテスト

とき 平成19年11月3日(土)文化の日 午前10時から午後3時まで  
ところ 津軽海峡文化館アルサス [1日限り]



佐井村の物産・特産品を大奉仕！  
新鮮な魚や野菜、工芸品、フリーマーケットなどなど



# 住民福祉課から

## 不動産取得税(県税)の軽減制度について

不動産取得税は、土地や家屋を取得したときに1度だけ課税される県の税金です。その軽減制度として次のものがあります。

### 1. 住宅の取得についての軽減制度

- 新築で床面積が50㎡以上240㎡以下である住宅（特例適用住宅）、または前記の条件で未使用の建売住宅等を購入した場合、最高1,200万円が価格から控除されます。
- 一定の条件を満たす中古住宅（以下、「既存住宅」と呼びます。）を取得した場合、住宅が新築された時期に応じて最高1,200万円が価格から控除されます。

#### ※既存住宅の条件

- 取得者が自ら居住するものであること、及び床面積が50㎡以上240㎡以下であること
- 次のいずれかの要件に当てはまること
  - ア. 新築後の経過年数が25年以内（木造、軽量鉄骨造は20年以内）であること
  - イ. 平成17年4月1日以降に取得した住宅で、昭和57年1月1日以後に新築されたものであること

### 2. 住宅用土地の取得についての軽減制度

次の①～③のいずれかの条件に当たる場合には、法律で定める金額が税額から減額されます。

- ①土地を取得した日から3年以内にその土地の上にある特例適用住宅を取得した場合
- ②土地を取得した日の前1年の期間内にその土地の上にある特例適用住宅を取得していた場合
- ③土地を取得した日の前後1年以内にその土地の上に既存住宅を取得した場合

なお、これらの軽減を受けるためには申告が必要となります。

**【お問合せ】** 下北地域県民局県税部課税課 ☎22-8581（内線207・208）  
住民福祉課 国保税務係 担当：若山、鹿島

## 平成20年度保育所入所児童募集

佐井村保育所では、平成20年度の保育所入所児童を募集します。

保育所では児童の保護者等が次の理由で家庭内において保育が十分に出来ない場合、保護者に代わって保育をする施設です。

**家庭外就労** 保護者等が家庭外の仕事が主なため、家庭内での保育ができない。

**家庭内就労** 保護者等が内職など、家事以外の仕事が主なため、十分な家庭内での保育ができない。

**母親が出産・病気**

母親が出産の前後であったり、病気等のため、十分な家庭内での保育ができない。

**病人の看護**

家庭内に病人がいて、保護者等が看護にあたっており、十分な家庭内での保育ができない。など

**【受付期間】** 平成19年11月1日(木)から平成19年11月30日(金)まで

**【受付場所】** 役場住民福祉課

※「保育所入所申込書」は、役場住民福祉課及び佐井村保育所に用意してあります。なお、現在入所中の方で、小学校就学始期に達するまで入所を希望されている方は、入所申込書は必要ありませんが、就労証明書・児童家庭調書が必要となります。11月上旬に役場から郵送しますので、必ず期間内に提出してください。

**【お問合せ】** 住民福祉課 住民係 担当：木下



## 恩給欠格者、戦後強制抑留者、引揚げ者のみなさまへ

旧軍人等で恩給等を受けていない恩給欠格者、戦後、ソ連やモンゴルに強制抑留された者、終戦に伴い本邦以外の地域から引揚げられてこられた者の「ご本人」に、あらためて感謝の念を表すため、内閣総理大臣名の『特別慰労品』を贈呈しています。

過去に内閣総理大臣名の書状等を受けた方、書状を受ける資格があったにもかかわらず、請求されていない方も対象です。

請求書は、住民福祉課窓口においてあります。

資格要件などのお問合せは、次の独立行政法人平和祈念事業特別基金まで

無 料 電 話：0 1 2 0 - 2 3 4 - 9 3 3（月～金、9：15～17：15、土日休）

ホームページ：<http://www.heiwa.go.jp>

【お問合せ】 住民福祉課 担当：館脇

## 国民年金だより

青森社会保険事務局  
むつ事務所 ☎22-2278

### 「安心」は国民年金に加入することから！

#### ☆長い老後の生活保障は公的年金で☆

老齢基礎年金の受給開始年齢である65歳時の平均寿命（平成18年）は、男性が18.45年、女性が12.44年となっています。長寿は喜ばしいことですが、老後に自分がどれくらい生きるかは、あらかじめ知ることができません。また、長い老後生活の保障を、自分の子どもに頼るだけでは万全とはいえません。貯蓄などで備えることも大切ですが、将来の社会経済がどうなっているのか、どのくらいの備えが必要なのかは、誰にもわかりません。

このような老後の生活を、社会全体で支える仕組みが国民年金などの公的年金制度です。しかも、国民年金は老齢年金だけではなく、病気やけがで障害が残り、働けなくなったときの障害年金や、万が一亡くなられた時の遺族年金（子どもがいる場合）もあります。

#### ☆高齢者世帯の所得の7割が公的年金・恩給☆

国民生活基礎調査によれば、平成17年の高齢者世帯の年間所得は3,019,000円で、そのうち「公的年金・恩給」が2,119,000円、「仕送り等」が172,000円となっており、「公的年金・恩給」が所得の約7割を占めています。

また、公的年金・恩給を受給している高齢者世帯の中で、「公的年金・恩給の総所得に占める割合が100%の世帯」は59.9%となっており、高齢者の生活を担う公的年金の役割は高まっています。

国民年金に加入し、保険料を納付しなければ、年金制度の恩恵を受けることはできません。

すべては、国民年金に加入し、保険料を納付することから始まります。

【お問合せ】 青森県社会保険事務局 むつ事務所  
住民福祉課 住民係 担当：木下

平成19年度国保税（3期）の納期は**11月30日（金）**です。忘れずに納入しましょう！

## ★★★お知らせ★★★

### 平成21年5月までに裁判員制度が始まります。

裁判員制度は、国民のみなさんに裁判員として重大な事件の刑事裁判に参加してもらい、被告人が有罪かどうか、有罪の場合どのような刑にするかを裁判官と一緒に決めてもらう制度です。

裁判員制度は、国民の民さんが裁判に参加することによって、市民感覚を裁判の内容に反映させ、その結果として、司法に対する理解と信頼が深まることを期待して導入されるものです。

裁判員は、選挙権をもつ国民の中から無作為に選ばれます。

裁判員制度に関する詳しい内容はホームページに掲載しております。

検察庁ホームページアドレス：<http://www.kensatsu.go.jp>

なお、青森地方検察庁では、裁判員制度の意義・内容について理解していただくため、職員を派遣しての無料説明会やDVD「裁判員～もしもあなたが選ばれたら～」(60分ドラマ、中村雅俊出演)の貸出も行っております。

説明会等に関するお問い合わせ先は、次のとおりです。

【お問合せ】青森地方検察庁企画調査課 ☎017-722-5214 (直通)

### 飼育されている鳥のインフルエンザ対策について

今年の1月に宮崎県及び岡山県で連続して発生した高病原性鳥インフルエンザは、近年、中国、モンゴル、韓国等で発生した本病と遺伝学的に同類であると言われ、渡り鳥によりウイルスが運ばれてきた可能性が高いようです。

これから渡り鳥が飛来する季節になりますので、飼育舎の周囲に網を設置するなどして、鶏が野鳥(スズメなども含む)と接触しないようにするとともに、ネズミや野生動物などが飼育舎に侵入しないような対策をとられるようお願いいたします。既に金網などで覆っている場合は、破損している箇所がないかチェックしてください。また、鶏に与える水は水道水を使用し、野鳥のフンで汚染されている恐れのある池や沼の水を与えないようにしましょう。

なお、飼っている鳥が短期間に複数以上死亡し、原因がわからない場合は、かかりつけの獣医さんもしくは家畜保健衛生所に連絡してください。

【お問合せ】むつ家畜保健衛生所 ☎22-1254

### 知っていますか？建退共制度

この制度は、建設現場で働く方々のために、「中小企業退職金共済法」という法律により国が作った退職金制度です。

事業主の方々は、現場で働く労働者の共済手帳に働いた日数に応じて掛金となる共済証紙を貼り、その労働者が建設業界で働くことをやめたときに建退共から退職金を支払うという、いわば業界全体での退職金制度です。

加入できる事業主：建設業を営む方

掛金：日額310円

対象となる労働者：建設業の現場で働く人

#### ★特長

◎国の制度なので安全、確実、申込手続は簡単です。

◎経営事項審査で加点評価の対象となります。

◎掛金の一部を国が助成します。

◎掛金は事業主負担となりますが、法人は損金、個人では必要経費として扱われ、税法上の全額非課税となります。

◎事業主が変わっても退職金は企業間を通算して計算されます。

【お問合せ】建退共青森支部 ☎017-722-7611

## 「全国一斉労働トラブル110番」司法書士電話無料相談会

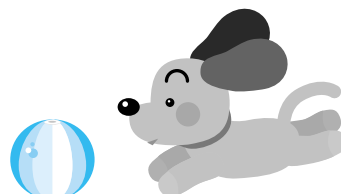
労働問題について、司法書士がみなさまの相談相手になります。

**日 時** 11月23日(金) 13:00~18:00  
**臨時電話** ☎017-722-8862(代) ※当日のみ利用可  
**共 催** 青森県司法書士会 青森県青年司法書士会

## かしこい犬の飼い方 ~皮膚と食事のよい関係~

ワンちゃんがいつまでも健康で元気に暮らせるための  
知識について一緒に学んでみませんか!!

**【日 時】** 11月10日(土) 13:00~15:00  
**【場 所】** プラザホテルむつ 8F「スカイプラザ」  
**【講 師】** マスターフーズリミテッド 阿部理香さん  
**【参加料】** 無料  
**【定 員】** 60名(先着順)  
**【申込方法】** 11月2日(金)まで 電話またはファックスにて  
**【お問合せ】** 青森県下北支部獣医師会 ☎23-6858 (電話・ファックス兼用)



## 北通り地域医療フォーラム開催のお知らせ・その2

今月はフォーラムの内容についてご案内致します。

- ①フォーラムのテーマ：地域医療は健康な地域づくりから  
青森県健康福祉部の方とむつ総合病院の小川院長に、それぞれ20分の講演をお願いしています。
- ②パネルディスカッション  
「下北・北通りの今後の地域医療を考える」というテーマで、ご講演いただいたお2人と北通り3町村をパネリストとし、お話していただきます。60分の予定です。
- ③会の活動について紹介します。会の趣旨、活動目的、昨年からの活動内容等を簡単にまとめて発表します。  
**日 時** 平成20年1月19日(土) 13:30~  
**場 所** 北通り総合文化センターウイング  
**参加無料** 送迎バス運行予定

## 入 札 情 報

### 10月9日実施分

#### ○業務第9号

沿岸漁業改善事業潜水業務委託

契約金額 4,672,500円(税込)

委託業者 株式会社マック

#### ○工事第7号

ふるさと林道(大佐井川添線)災害復旧工事

契約金額 9,240,000円(税込)

委託業者 細川建設株式会社

### 10月17日実施分

#### ○業務第10号

佐井村消防センター建築事業測量・地質調査・  
外溝設計業務委託

契約金額 4,672,500円(税込)

委託業者 株式会社みちのく計画

#### ○業務第11号

佐井村消防センター建築実施設計業務委託

契約金額 4,389,000円(税込)

委託業者 アール・エー・ビー開発株式会社

## 戸籍の窓口

10月15日現在

### ◎お誕生おめでとう

田中 蓮音 (良二) 原田  
福田 望 (昭則) 磯谷

### ◎ご結婚おめでとう

(傳法 勇人 大間町  
竹内 洗路子 古佐井  
高橋 学大 むつ市  
内藤 春菜 古佐井  
中山 英輝 青森市  
宮野 聖子 大佐井  
赤松 徹 むつ市  
新田 恵美 磯谷)

### ◎おくやみ申し上げます

福浦 きち (岳志) 古佐井  
岡本 文雄 (一文) 大佐井

※個人のプライバシーを尊重する意味で、掲載して欲しくない方は、届出の際、係に申し出てください。

## 満1歳おめでとう!!



細間 龍斗くん  
(伸也さん・智恵さん)  
長後



宮野 蒼准くん  
(聡さん・千草さん)  
古佐井

### 自衛官募集!

2等陸・海・空士の自衛官採用試験を行います。  
受付期間: 11月26日(月)まで  
試験日: 12月9日(日)  
試験会場: 青森市の予定  
採用予定: 平成20年3・4月  
※18歳以上27歳未満の健康な男子  
**君の力が必要です!**



[問合せ・申込先]

自衛隊青森地方協力本部 むつ地域事務所

☎ 2 2 - 7 4 8 4

発行/佐井村

編集/佐井村広報編集委員会

〒039-4711

青森県下北郡佐井村大字佐井字糠森20

TEL: 0175(38)2111

FAX: 0175(38)2492

### 防災情報を配信しています。

防災行政無線で放送している防災情報を下記QRコードから登録しますと、メールでお知らせすることができます。



### 正月のふるさとバスを運行いたします。どうぞご利用ください。

#### ■運行日・上京バス(上野方面)

◆平成19年12月27日・28日

◆平成20年1月3日・4日・5日

#### ■運行日・帰省バス(下北方面)

◆平成19年12月28日・29日

◆平成20年1月5日・6日・7日

お問い合わせは **下北交通株式会社**

本社 〒035-0041 青森県むつ市金曲1-8-12  
☎(0175)22-3221(代) FAX(0175)23-4682